

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで

申立期間について、父が私と弟の国民年金保険料の免除申請を行ったはずなのに、弟は免除期間となっているが、私は免除期間になっていない。父に確認したが、私の分のみ手続を行わなかったことは無いとのことであったので、申立期間が免除になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が申立人と弟に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、事実、社会保険庁の記録では、その弟については平成11年12月に免除申請が行われて、免除の承認がされていることが確認できる上、「父親は『申立人を除いて免除の手続をするようなことはしない』と言っていた」と申立人が申述していることから、申立期間の免除申請が行われていないのは不自然である。

また、申立人は申立期間当時、父親、母親及び弟との4人世帯であり、申立人を除く3人は平成11年12月に免除申請をして免除の承認を受けていること及び、当時、申立人は定職に就いていなかったとの申述を踏まえ、11年当時の免除基準に照らしても、申立人のみが免除の承認が受けられなかったことも考え難い。

さらに、申立人は、平成12年4月から14年3月までの期間及び同年9月から15年6月までの期間について、また、その弟は11年12月から14年3月までの期間及び同年9月から15年6月までの期間を19年5月に一緒に追納しているほか、その母親についても申立人とは別の時期ではあるものの、免除期間が追納されていることから、申立人及びその家族の国民

年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

国民年金の話を聞いて、良い制度であると思い、加入した。当時は自治会の班長が保険料を集金しており、最初の昭和36年度は私の夫が集金をしていた。毎年交代で役員になって集金していたし、制度が始まって2年目のことなので、納付について忘れてたり漏れたりするはずは無いと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料の前納や免除期間の追納も行っていることから、年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は申立期間の前後を通じて住所や夫の職業等に変更は無く、生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間の12か月という短期間の保険料のみを未納とすることは不自然である。

さらに、国民年金制度発足当時の昭和36年度は、その夫が自治会の班長として国民年金保険料の集金をしていたと主張しているところ、事実、36年度は申立人及びその夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に、資格喪失日に係る記録を41年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を40年3月は2万2,000円、同年4月は2万4,000円、同年5月及び同年6月は1万6,000円、同年7月及び同年8月は1万円、同年9月から41年1月までの期間は1万6,000円、同年2月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から41年3月1日まで

A社に勤務していたころの給与明細書によると、昭和40年3月から41年2月まで厚生年金保険料が控除されている。この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与明細書について、A社の当時の事業主に確認したところ、「当社のもので間違いない」との回答を得たことから、申立人は同社に昭和40年3月1日から41年4月30日までの期間勤務し、そのうち40年3月から41年2月まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から算出し、昭和40年3月は2万2,000円、同年4月は2万4,000円、同年5月及び同年6月は1万6,000円、同年7月及び同年8月は1万円、同年9月から41年1月までの期間は1万6,000円、同年2月は1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、当時の事業主の証言及び申立人の申述内容によ

れば、申立期間において5人以上の従業員を雇用し、製造業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間前から勤務していた事業所は、当初、厚生年金保険に未加入であったので、国民年金制度が発足した昭和36年4月から事業所が厚生年金保険に加入する前の39年4月までは国民年金保険料を納付した。

夫婦二人分の保険料を隣組長の集金で納付していた記憶がある。夫婦で一緒に保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時から納付組織を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申述しているが、市の広報誌からすると、国民年金の納付組織は昭和37年度以降に設立されたものと推認されることから、申立人の申述とは整合しない。

また、国民年金保険料を一緒に納付したとするその妻についても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納とされており、その記載に不自然な点は見当たらない。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間前から勤務していた事業所は、当初、厚生年金保険に未加入であったので、国民年金制度が発足した昭和36年4月から事業所が厚生年金保険に加入する前の39年4月までは国民年金保険料を納付した。

夫婦二人分の保険料を隣組長の集金で納付していた記憶がある。夫婦一緒に保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時から納付組織を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申述しているが、市の広報誌からすると、国民年金の納付組織は昭和37年度以降に設立されたものと推認されることから、申立人の申述とは整合しない。

また、国民年金保険料を一緒に納付したとするその夫についても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納とされており、その記載に不自然な点は見当たらない。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から47年3月まで

地区の納税組合の役員から20歳になったら国民年金に加入するよう勧められ、組合の役員が加入手続を行ってくれたことを憶えている。

当時、居住していた隣組で納税組合を作り、町税関係、年金保険料等を一括集金しており、日掛けで組合の集金により納付していた。領収書は年度末に一年分を組合長が配布していた。当時の保険料月額は100円か150円ぐらいだったと記憶しているが、領収書等は家を新築したときに処分してしまった。

当時、組合の集金で納付していた近所の方は、間違いなく納付されているようである。申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納税組合の集金により納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、地区の納税組合の役員から20歳になったら国民年金に加入するよう勧められ、昭和39年4月ごろに組合の役員が加入手続を行ってくれたと主張しているところ、市の被保険者名簿には、加入受付年月日及び手帳交付年月日が47年7月8日と記録されている上、同被保険者名簿の欄外には45年6月に同名簿の用紙が6万枚印刷されたことを裏付ける「45.6.60,000」と印刷されていることから、申立人の加入手続は同年6月以降に行われたものと推認され、39年4月ごろ加入手続を行ったとは考え難く、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 7 月の時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して、申立期間中に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から43年3月まで
国民年金の未納通知が来たので、その通知を持って町役場に行き、まとめて12万円ぐらいの金額を受付の人に納付した。町役場のカウンターの奥には顔見知り的人也いたので憶えている。そこで未納の保険料はすべて納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、未納としていた国民年金保険料を町役場の窓口で一括して納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、町役場の国民年金被保険者名簿では、昭和43年4月から51年3月までの免除期間の国民年金保険料が52年2月に一括して追納された経過が残されていること、及び保険料をまとめて納付したのは一度だけであるとする申立人の申述などを踏まえると、申立人は、この免除期間の保険料を追納したことを申立期間の保険料を納付したものと誤認している可能性も否定できない上、追納記録のある同年2月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期について記憶が曖昧である上、申立人が一括して納付したと申述している約12万円の金額では、過去3回行われた特例納付制度を利用して保険料を納付した場合のいずれの納付額とも相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 1 月まで
(A社B支店)
② 昭和 38 年 1 月から同年 10 月まで
(C社)
③ 昭和 43 年ごろから 45 年ごろまで
(C社)

A社B支店(現在は、D社B支店。)での仕事は小荷物配送で、同社では実の兄と同僚に厚生年金保険の被保険者記録がある。C社(現在は、E社。)ではダンプカー等の運転をしていた。給料日や支給額は覚えていないが、厚生年金保険料は引かれているものと思っていた。各申立期間において被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社本社が保管していた「試雇・臨時従業者名簿」によると、申立人は同社に「試雇作業員」として、申立期間の1年前である昭和36年10月16日から37年1月31日まで在職していたことが認められる。

しかしながら、同名簿に記載されている従業員の状況を確認したところ、雇い入れ後1年を経過すると「採用」と記入され、その時点において一定期間遡^{そきゅう}及して厚生年金保険被保険者資格取得の届出うかがえ、申立人及び申立人と同様に1年未満で退職している従業員の欄がなされていることからは「採用」の記述は無く、厚生年金保険被保険者記録も確認できないことから、当該事業所は1年程度の試用期間を設けていたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

なお、同名簿における申立人の兄及び申立人が記憶していた同僚の記録は、それぞれ当該事業所に1年以上在職し、その時点において「採用」との記述が確認できることから、厚生年金保険被保険者記録が存在することには、前述の同事業所の取扱いを踏まえると不自然さは見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、C社に問い合わせたところ、「当時を知る者の記憶によると、申立人は勤務していたようだが、人事記録等が残っていないため詳しいことは不明」と回答しており、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた4名の同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が申立期間②及び③において確認できない上、そのうち連絡先が把握できた1名は「自分も申立人と同様にダンプカーの運転手として15年ぐらい在職していたが、厚生年金保険の加入記録は無い。この期間は国民年金に加入していた」と証言していることを踏まえると、当該事業所の事業主がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、申立人についても厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

- 3 申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月20日から31年5月1日まで
A社に昭和28年5月1日から36年9月11日まで継続して勤務した。この期間の厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当時の給与明細書等の資料は無いが継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和28年5月1日に被保険者資格を取得し、30年1月20日に被保険者資格を喪失した後、31年5月1日に再度被保険者資格を取得しているところ、申立期間である30年1月20日から31年5月1日までの期間に係る被保険者記録が確認できず、申立期間当時に申立人と同じ工場に勤務していたとされる従業員からも明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人が別の健康保険整理番号により被保険者資格を取得した形跡は見当たらない上、時期は異なるものの、申立人のほか7名も申立人と同様に被保険者記録に空白期間があり、その理由については、元事業主及びこれらの者からの証言が得られず不明であるが、事業主から申立人を含めたそれらの者の被保険者資格の喪失及び取得の届出がなされたことがうかがえる。

なお、申立人が申立期間において、引き続き厚生年金保険の被保険者であったとすれば、その後に事業主から提出されるべき報酬月額算定基礎届に伴う標準報酬月額の決定（昭和30年10月）が前述の被保険者名簿に記

録されるべきであるが、その事実は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 5 日から平成 5 年 12 月 1 日まで
申立期間にA社において運転手として働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。老後の生活を考えて、厚生年金保険は大切なものと思っていた。給料袋と給料明細書も所有しているので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社の平成元年8月から3年7月までのうちの6か月分の給料明細書及び同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該給料明細書によると、健康保険、厚生年金保険及び基金掛金、雇用保険の控除欄が存在するにもかかわらず、それぞれの欄には保険料額の記載は無く、事実、申立人が当該事業所において雇用保険に加入した記録も確認できない一方、控除項目にゴム印で「保険料」と押された欄に、当時の厚生年金保険料及び健康保険料とは一致しない金額並びに412円が記載されていることが確認できる。このことを当該事業所の当時の経理担当者を確認したところ、「社会保険料は所定の欄に記入していた。『保険料』とゴム印で押印した欄は記憶に無いが、412円は振込み手数料だと思う」と証言しており、申立人の「当時、生命保険に加入していた」との申述を踏まえると、申立人の給料明細書に記載されている保険料は生命保険料であったことが推認でき、振込手数料を要しない厚生年金保険料を含む社会保険料であったとは考え難い。

また、前述の経理担当者は、「申立人は農業をしていて、常勤ではなかった。社会保険には加入していなかったと思う」と証言しているところ、当該給料明細書には1日から15日の欠勤日数が確認できる上、申立人は申立期間中において国民年金に加入し、農業者年金基金法第31条第1項

の規程により、一定規模以上の農地面積を有する農業者が強制加入するところの国民年金付加年金にも昭和 47 年 4 月以降加入していることから、前述の証言どおり申立人は農業従事者であったことが裏付けられ、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者となり得る常勤者であった事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無い上、社会保険庁のオンライン上においても、申立人の記録を取り消した形跡はうかがえないことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月28日まで
(A社B工場)
② 昭和20年10月7日から21年1月31日まで
(C社)
③ 昭和23年10月1日から25年12月1日まで
(D社)
④ 昭和25年12月1日から33年3月1日まで
(E社)

社会保険事務所に、年金の手続に行った際、年金の記録を確認してもらったところ、申立期間についての記録が脱退手当金として支給済みとの回答を得た。

私は脱退手当金を受給したが、これは事業所が私に何の連絡もせず、一方的に手続したもので、納得ができないため善処してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和36年6月16日に支給決定される脱退手当金は、申立期間①から④までのすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした金額となり、申立人はそれに相当する金額を受給したと明言していることから、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給していることは明らかである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
(A社B工場)
② 昭和 39 年 1 月 4 日から 40 年 12 月 31 日まで
(C社)
③ 昭和 41 年 5 月 10 日から 42 年 3 月 1 日まで
(D社)
④ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 7 月 26 日まで
(E社)

年金手続の際に、申立期間については脱退手当金支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給に係る最終事業所において、申立人が勤務していた当時の社会保険事務担当者が、「従業員から請求の依頼を受けて脱退手当金を代理で請求していた」と証言しているとともに、申立人と同時期に退職し脱退手当金の受給記録が確認できる女性からは、当該事務担当者が脱退手当金の請求手続をしてくれた旨の証言が得られたことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。